

一般社団法人日本パラバレーボール協会公認審判員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「JPVA」という。）公認審判員に関する事項について定める。

(公認審判員の種類)

第2条 公認審判員は、次の4種類とする。

1. S級審判員（レフリーインストラクター）
2. 名誉審判員
3. A級審判員
4. B級審判員

(公認審判員の任務)

第3条 公認審判員の任務は、次のとおりとする。

1. S級審判員（レフリーインストラクター）は、審判員の養成及び審判技術の向上を図るために、JPVAが主催する審判講習会、審判研修会の講師を務める。
2. 名誉審判員は、JPVAの審判活動に顕著な功績があり、後進の指導・助言を行う。
3. A級審判員は、全国大会以下の審判及び大会競技役員等として大会運営に関わり、その任務に当たる。
4. B級審判員は、ブロック大会及び都道府県大会、またはそれに準ずる大会以下の大会の審判及び大会競技役員等として大会運営に関わり、その任務に当たる。

(認定)

第4条 公認審判員の認定に伴う業務は、JPVA審判部が行う。

(公認審判員の認定方法)

第5条 公認審判員の認定基準については、当該年度の1月1日現在において18歳以上の者であり、次のいずれかの条件を満たすものとする。

1. S級審判員
 - (1) A級審判員または国際連盟公認審判員の退任者であること。
2. 名誉審判員
 - (1) 公認審判員として15年以上の活動実績があり、顕著な功績があること。

3. A級審判員

- (1) B級審判員資格を取得してから、概ね50時間(75試合)以上の活動実績があること。
- (2) 公益財団法人日本バレーボール協会(以下「JVA」という。)公認のB級以上の審判員であること。
- (3) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(以下「JPSPA」という。)公認の初級以上のスポーツ指導員他であること。

4. B級審判員

- (1) JVA公認のC級以上の審判員であること。
- (2) JPSPA公認の初級以上のスポーツ指導員他であること。

(審判員資格取得認定会)

第6条 審判員資格取得認定会は、次の方法により実施する。

1. S級審判員及び名誉審判員の認定については、原則としてJPVA審判部から推薦し、JPVA会長が認定する。
2. A級審判員の資格取得認定会(以下「認定会」という。)については、JPVA審判部が原則として隔年で開催し、2日を基準とし、審判員活動レポートの提出、面接試験及び実技試験を行う。
3. B級審判員の資格取得認定会については、JPVA審判部が必要に応じて開催し、1～2日を基準とし、筆記試験及び実技試験を行う。
4. 認定会の細則は、別途定める。

(手続の方法)

第7条 公認審判員の登録、更新、進級及び各種変更(住所・所属等)に係る手続きは、原則として本人がWeb上で行うものとする。諸手続きの細則は、別途定める。

(受講料・認定料・年間登録料・更新料)

第8条 公認審判員は、各認定会時・各登録時・各昇格時及び各継続更新時に、所定の諸費をその都度納めなければならない。受講料・認定料・年間登録料・更新料等の細則は、別途定める。

(公認審判員の義務)

第9条 公認審判員は、原則としてJPVA審判部が、必要と認めて開催する審判研修会に出席しなければならない。

(資格の有効期間)

第10条 資格の有効期間は、次のとおりとする。

1. B級審判員資格を取得した場合の資格の有効期間は、認定日より当該年度の3月31日までとする。
2. 継続更新した場合の各級公認審判員資格の有効期間は、4月1日より当該年度の3月31日までとする。
3. 昇格した場合の資格の有効期間は、認定日より当該年度の3月31日までとする。

(資格の継続更新)

第11条 資格の継続更新については、次のとおりとする。

1. 継続更新を希望する者は、所定の手続により申請しなければならない。
2. 更新を継続する者は、前項第7条及び第8条の条件を満たしていなければならない。
3. 毎年4月1日から5月31日までに申請する者本人が行う。

(資格の抹消及び保留)

第12条 継続更新の申請手続きを行わない場合は、公認審判員の資格が抹消または保留され、各審判部で審査される。

(公認審判員資格の適否審査)

第13条 次の事項に該当した場合、公認審判員としての適否を、A級審判員及びB級審判員はJPVA審判部で審査される。

1. 1年以上、審判員活動等、各審判部の要請に応じなかった場合。
2. JPVAの規定に違反する行為があった場合。
3. 公認審判員として、ふさわしくない言動があった場合。
4. 指定大会・審判員研修会等に無断で欠席した場合。
5. 指定の期日までに、継続更新の申請手続きを行わなかった場合。
6. 指定の期日までに、登録料などが納められなかった場合。

(審判研修会)

第14条 審判研修会は、審判員の技術の向上や競技規則の変更があった場合の伝達を目的とする。競技規則などの変更が生じた場合の伝達方法は次のとおりとする。

1. A級審判員に対し、文書をもって伝達する。ただし変更の程度により、必要に応じて伝達のための審判研修会をJPVA審判部が開催する。

2. B級審判員に対しては、J P V A 審判部が同様に行う。

(審判員の服装)

第15条 審判員の服装は、J P V A が指定するものを着用し、公認を受けた級のワッペンを装着する。

(公認審判員の所属)

第16条 公認審判員は、J P V A に所属するものとする。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。